

議案第13号

杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年2月10日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例

杉並区産業融資資金条例（昭和43年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

杉並区中小企業資金融資あつせん条例

第1条中「及び」を「（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）及び」に改める。

第2条を次のように改める。

（事業資金の種類）

第2条 この条例の規定により融資をあつせんする資金（以下「事業資金」という。）の種類は、次のとおりとする。

- （1）普通資金 経営の安定を図るための資金
- （2）短期運転資金 経営の安定を図るための短期的な運転資金
- （3）小規模企業小口資金 小規模企業者（法第2条第3項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）が経営の安定を図るための資金
- （4）経営基盤強化資金 経営基盤を強化するための資金
- （5）創業支援資金 創業を行うための資金
- （6）新事業展開資金 新たな事業を行うための資金
- （7）経営安定運転特例資金 経済の急変等に対応するための運転資金
- （8）経営安定運転特例小口資金 小規模企業者が経済の急変等に対応するための運転資金
- （9）災害復旧特例資金 災害を受けた中小企業者が復旧するための資金

(10) 災害復旧特例小口資金 災害を受けた小規模企業者が復旧するための資金

(11) 団体資金 中小企業者が組織化、共同化等を進めるための資金及び共同事業等を行うための資金

(12) 商店街活性化資金 商店街を活性化するための資金

第3条中「融資資金」を「事業資金」に改める。

第4条を次のように改める。

(あつせん対象者の要件)

第4条 事業資金の融資のあつせんを受けることができるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 普通資金、短期運転資金、経営基盤強化資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金 次に掲げる要件を満たす中小企業者（経営基盤強化資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金にあつては、別に定めるところにより、区長が融資のあつせんを必要と認める者に限る。）

ア 区内に引き続き1年以上主たる事業所を有し、同一の規則で定める業種に属する事業を営んでいること。

イ 申込みをした日までに納付すべき事業税並びに市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）及び道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金 前号ア及びイに掲げる要件を満たす小規模企業者（経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金にあつては、別に定めるところにより、区長が融資のあつせんを必要と認める者に限る。）

(3) 創業支援資金 次に掲げる要件を満たす者

ア 区内において中小企業者として創業を行い、規則で定める業種に属する事業を営もうとする者又は区内に主たる事業所を有し、規則で定める業種に属する事業を営む中小企業者（引き続き1年以上同一の事業を営む者を除く。）で、別に定める要件を備えているものであること。

イ 事業計画が適切であると認められること。

ウ 申込みをした日までに納付すべき事業税（中小企業者に限る。）並びに市町村民税及び道府県民税を滞納していないこと。

(4) 団体資金及び商店街活性化資金 次に掲げる要件を満たす団体（商店街活性化資金にあつては、別に定めるところにより、区長が融資のあつせんを必要と認める商店会（杉並区産業振興基本条例（平成26年杉並区条例第2号）第2条第3号に規定する商店会をいう。）に限る。）

ア 区内に事務所又は事業所を有すること。

イ 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有する中小企業者であること。

第6条を次のように改める。

(事業資金の限度額等)

第6条 事業資金（小規模企業小口資金、経営安定運転特例資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金を除く。以下この項において同じ。）の用途、限度額、据置期間及び償還期間は、次のとおりとする。ただし、それぞれの事業資金の限度額は、現に当該事業資金の融資を受けている場合は、当該事業資金の限度額から当該事業資金の融資残高の合計額を減じた額とする。

事業資金の種類	用途	限度額	据置期間	償還期間
普通資金	設備資金、 運転資金及 び借換資金	3,000万円	貸付けの日から 6月以内。た だし、用途に借換 資金を含む場 合は、据置期 間を置かない。	貸付けの日から9 年以内。た だし、用途に運 転資金又は借 換資金を含む 場合は、貸付 けの日から7 年以内
短期運転資金	運転資金	300万円	貸付けの日から 1月以内	貸付けの日から1 1月以内
経営基盤強化資金	設備資金及 び運転資金	1,500万円	貸付けの日から 6月以内	貸付けの日から9 年以内。た だし、用途に運 転資金を含 む場合は、貸 付けの日から 7年以内

創業支援資金		設備資金及び運転資金	1,500万円	貸付けの日から1年以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内
新事業展開資金		設備資金及び運転資金	1,500万円	貸付けの日から6月以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内
団体資金	法人格を有する団体	設備資金及び運転資金	7,000万円	貸付けの日から6月以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内
	法人格を有しない団体	設備資金及び運転資金	500万円	貸付けの日から6月以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内
商店街活性化資金		設備資金及び運転資金	6,000万円	貸付けの日から1年以内	貸付けの日から10年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内

- 2 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金の使途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小規模企業小口資金の限度額は1,250万円（別に定める資金の融資を受けている場合は、1,250万円から当該資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、経営安定運転特例小口資金の限度額は700万円（経営安定運転特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、700万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、災害復旧特例小口資金の限度額

は300万円（災害復旧特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、300万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とする。

- 3 経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金の使途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、経営安定運転特例資金の限度額は700万円（現に経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の融資を受けている場合は、700万円からこれらの事業資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、災害復旧特例資金の限度額は300万円（現に災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金の融資を受けている場合は、300万円からこれらの事業資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とする。

第8条中「融資資金の」を「事業資金の」に、「小口融資資金」を「小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金に係るもの」に、「経過後の」を「経過後（据置期間を置かない場合にあつては、貸付けの日以後。以下同じ。）の」に改める。

第11条第2項中「商店街近代化融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、創業支援融資資金、特例融資資金及び小口融資資金（普通資金及び転業資金を除く。）」を「小規模企業小口資金、経営基盤強化資金、創業支援資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金」に改める。

第12条第1項中「融資資金の円滑なる」を「事業資金の円滑な」に改め、同条第2項中「融資資金」を「事業資金」に、「いないか」を「どうか」に改める。

第13条中「融資資金」を「事業資金」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日前に受けた申込みに係るこの条例による改正前の杉並区産業融資資金条例第2条に規定する産業融資資金については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる産業融資資金の融資を受けているものが、この条例による改正後の杉並区中小企業資金融資あつせん条例第

2条に規定する事業資金の融資のあっせんを受けようとする場合における同条例第6条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「現に当該事業資金」とあるのは「現に当該事業資金及び規則で定める資金」と、「から当該事業資金」とあるのは「からこれらの事業資金及び資金」と、同条第3項中「及び経営安定運転特例小口資金」とあるのは「、経営安定運転特例小口資金及び規則で定める資金」と、「これらの事業資金」とあるのは「これらの事業資金及び資金」と、「及び災害復旧特例小口資金」とあるのは「、災害復旧特例小口資金及び規則で定める資金」とする。

(提案理由)

融資をあっせんする資金の種類及び限度額を改める等の必要がある。

## 杉並区産業融資資金条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p align="center"><u>杉並区中小企業資金融資あつせん 条例</u></p>	<p align="center"><u>杉並区産業融資資金条例</u></p>
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、杉並区内の中小企業者（<u>中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号。以下「法」という。）</u>）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）及びこれらの者で組織する団体（以下「団体」という。）の事業経営のために必要な資金並びに中小企業者として事業を開始するために必要な資金の融資をあつせんすることにより、区内の産業の振興に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、杉並区内の中小企業者及び</p> <hr/> <p align="right">これらの者で組織する団体（以下「団体」という。）の事業経営のために必要な資金並びに中小企業者として事業を開始するために必要な資金の融資をあつせんすることにより、区内の産業の振興に寄与することを目的とする。</p>
<p>(事業資金の種類)</p>	<p>(融資資金の種類)</p>
<p>第2条 <u>この条例の規定により融資をあつせんする資金（以下「事業資金」という。）の種類は、次のとおりとする。</u></p>	<p>第2条 <u>産業融資資金（以下「融資資金」という。）の種類は、次のとおりとする。</u></p>
<p>(1) <u>普通資金 経営の安定を図るための資金</u></p>	<p>(1) <u>普通融資資金 中小企業の経営の安定を図るための設備資金、一般運転資金及び年末運転資金</u></p>
<p>(2) <u>短期運転資金 経営の安定を図るための短期的な運転資金</u></p>	<p>(2) <u>団体融資資金 中小企業の組織化、共同化等近代化を促進するための設備資金及び共同事業等を行うための運転資金</u></p>
<p>(3) <u>小規模企業小口資金 小規模企業者（法第2条第3項に規定する小</u></p>	<p></p>

- 規模企業者をいう。以下同じ。)が  
経営の安定を図るための資金
- (4) 経営基盤強化資金 経営基盤を強化するための資金
- (5) 創業支援資金 創業を行うための資金
- (6) 新事業展開資金 新たな事業を行うための資金
- (7) 経営安定運転特例資金 経済の急変等に対応するための運転資金
- (8) 経営安定運転特例小口資金 小規模企業者が経済の急変等に対応するための運転資金
- (9) 災害復旧特例資金 災害を受けた中小企業者が復旧するための資金
- (10) 災害復旧特例小口資金 災害を受けた小規模企業者が復旧するための資金
- (11) 団体資金 中小企業者が組織化、共同化等を進めるための資金及び共同事業等を行うための資金
- (12) 商店街活性化資金 商店街を活性化するための資金
- (3) 商店街近代化融資資金 快適で魅力あるふれあいの場としての商店街の形成を促進するための設備資金及び運転資金
- (4) 商店街店舗改装促進融資資金 同一商店街に属する中小企業者が、同時に店舗改装を行うための設備資金
- (5) 経営活性化融資資金 産業構造の変化に対応し、事業活動を活性化させるための資金
- (6) 大型店対策融資資金 大規模小売店舗により、経営に影響を受け、又は影響を受けるおそれのある中小企業者がその対策を行うための資金
- (7) 経営基盤強化融資資金 経済情勢に的確に対応し、経営基盤を強化するための資金
- (8) 創業支援融資資金 中小企業を創業するための資金
- (9) 転業融資資金 中小企業者が転業するための資金
- (10) 特例融資資金 中小企業者が経済の急変等に対応するための緊急運転資金及び中小企業者が災害を受けた際の復旧資金
- (11) 小口融資資金 小規模企業者の事業に必要な次に掲げる資金  
 ア 普通資金 小規模企業の経営の

安定を図るための設備資金、一般  
運転資金及び年末運転資金

イ 商店街店舗改装促進資金 同一  
商店街に属する小規模企業者が、  
同時に店舗改装を行うための設備  
資金

ウ 経営活性化資金 産業構造の変  
化に対応し、事業活動を活性化さ  
せるための資金

エ 大型店対策資金 大規模小売店  
舗により、経営に影響を受け、又  
は影響を受けるおそれのある小規  
模企業者がその対策を行うための  
資金

オ 経営基盤強化資金 経済情勢に  
的確に対応し、経営基盤を強化す  
るための資金

カ 転業資金 小規模企業者が転業  
するための資金

キ 特例資金 小規模企業者が経済  
の急変等に対応するための緊急運  
転資金及び小規模企業者が災害を  
受けた際の復旧資金

(金融機関との契約)

第3条 第1条の目的を達成するため、  
区は、金融機関と事業資金の融資のあ  
つせんに係る契約を締結するものとす  
る。

(あつせん対象者の要件)

(金融機関との契約)

第3条 第1条の目的を達成するため、  
区は、金融機関と融資資金の融資のあ  
つせんに係る契約を締結するものとす  
る。

(あつせん対象者の要件)

第4条 事業資金の融資のあつせんを受けることができるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 普通資金、短期運転資金、経営基盤強化資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金 次に掲げる要件を満たす中小企業者（経営基盤強化資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金にあつては、別に定めるところにより、区長が融資のあつせんを必要と認める者に限る。）

ア 区内に引き続き1年以上主たる事業所を有し、同一の規則で定める業種に属する事業を営んでいること。

イ 申込みをした日までに納付すべき事業税並びに市町村民税（特別区民税を含む。以下同じ。）及び道府県民税（都民税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。

(2) 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金 前号ア及びイに掲げる要件を満たす小規模企業者（経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金にあつては、別に定めると

第4条 融資資金の融資のあつせんを受けることができるものは、融資資金の種類ごとに、次に掲げる要件を備えており、かつ、第1号、第3号及び第4号にあつては、規則で定める業種に属する事業を営む者とする。ただし、普通融資資金の設備資金及び一般運転資金、特例融資資金の緊急運転資金並びに小口融資資金（普通資金の設備資金及び一般運転資金並びに特例資金の緊急運転資金に限る。）を除き、この条例による同一又は別に定める同種の融資資金の融資を現に受けているものは、除くものとする。

(1) 普通融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、特例融資資金及び小口融資資金（転業資金を除く。以下この号において同じ。）

ア 区内に引き続き1年以上主たる事業所を有し、同一の事業を営む中小企業者

イ 申込みをした日までに納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。）・道府県民税（都民税を含む。）及び事業税を滞納していない者

ウ 商店街店舗改装促進融資資金、

- ころにより、区長が融資のあつせんを必要と認める者に限る。)
- (3) 創業支援資金 次に掲げる要件を満たす者
- ア 区内において中小企業者として創業を行い、規則で定める業種に属する事業を営もうとする者又は区内に主たる事業所を有し、規則で定める業種に属する事業を営営する中小企業者（引き続き1年以上同一の事業を営営する者を除く。）で、別に定める要件を備えているものであること。
- イ 事業計画が適切であると認められること。
- ウ 申込みをした日までに納付すべき事業税（中小企業者に限る。）並びに市町村民税及び道府県民税を滞納していないこと。
- (4) 団体資金及び商店街活性化資金 次に掲げる要件を満たす団体（商店街活性化資金にあつては、別に定めるところにより、区長が融資のあつせんを必要と認める商店会（杉並区産業振興基本条例（平成26年杉並区条例第2号）第2条第3号に規定する商店会をいう。）に限る。）
- ア 区内に事務所又は事業所を有すること。
- 経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、特例融資資金及び小口融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める中小企業者
- (2) 団体融資資金及び商店街近代化融資資金
- ア 区内に事務所を有する団体
- イ 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有する団体
- ウ 団体融資資金の運転資金にあつては、法人格を有する団体
- エ 商店街近代化融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める商店街
- (3) 創業支援融資資金
- ア 区内において中小企業者として創業しようとする者で、別に定める要件を備えているもの
- イ 事業計画が適切であると認められる者
- ウ 申込みをした日までに納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。）・道府県民税（都民税を含む。）を滞納していない者
- (4) 転業融資資金及び小口融資資金（転業資金に限る。以下この号にお

イ 構成員の3分の2以上が区内に事業所を有する中小企業者であること。

いて同じ。)

ア 区内に引き続き5年以上主たる事業所を有し、同一の事業を営む中小企業者であつて、区内で転業するもの

イ 申込みをした日までに納付すべき市町村民税（特別区民税を含む。）・道府県民税（都民税を含む。）及び事業税を滞納していない者

ウ 小口融資資金にあつては、別に定めるところにより、区長が、融資のあつせんを特に必要と認める小規模企業者

(事業資金の限度額等)

(融資資金の限度額等)

第6条 事業資金（小規模企業小口資金、経営安定運転特例資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金を除く。以下この項において同じ。）の用途、限度額、据置期間及び償還期間は、次のとおりとする。ただし、それぞれの事業資金の限度額は、現に当該事業資金の融資を受けている場合は、当該事業資金の限度額から当該事業資金の融資残高の合計額を減じた額とする。

第6条 融資資金（特例融資資金及び小口融資資金を除く。以下この項において同じ。）の限度額、据置期間及び償還期間は、次のとおりとする。ただし、普通融資資金の設備資金の限度額は、現に当該資金及び小口融資資金（普通資金の設備資金に限る。）の融資を受けている場合は、普通融資資金の設備資金の限度額からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額とし、普通融資資金の一般運転資金の限度額は、現に当該資金及び小口融資資金（普通資金の一般運転資金に限る。）の融資を受けている場合は、普通融資

<u>事業資金の種類</u>	<u>使 途</u>	<u>限度額</u>	<u>据 置 期 間</u>	<u>償 還 期 間</u>
<u>普通資金</u>	<u>設 備</u>	<u>3, 0</u>	<u>貸付け</u>	<u>貸付けの日</u>

	資 金、 運 転 資 金 及 借 換 資 金	0.0万 円	の 日 か ら 6 月 以 内。 た だ し、 使 途 に 借 換 資 金 を 含 む 場 合 は、 据 置 期 間 を 置 か ない。	か ら 9 年 以 内。 た だ し、 使 途 に 運 転 資 金 又 は 借 換 資 金 を 含 む 場 合 は、 貸 付 け の 日 か ら 7 年 以 内
短期運転資金	運 転 資 金	3.00 万円	貸 付 け の 日 か ら 1 月 以 内	貸 付 け の 日 か ら 1 1 月 以 内
経営基盤強化資金	設 備 資 金 及 び 運 転 資 金	1.5 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	貸 付 け の 日 か ら 9 年 以 内。 た だ し、 使 途 に 運 転 資 金 を 含 む 場 合 は、 貸 付 け の 日 か ら 7 年 以 内
創業支援資金	設 備 資 金 及 び 運 転 資 金	1.5 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 1 年 以 内	貸 付 け の 日 か ら 9 年 以 内。 た だ し、 使 途 に 運 転 資 金 を 含 む 場 合 は、 貸 付 け の 日 か ら 7 年 以 内
新事業展開資金	設 備 資 金 及 び 運 転 資 金	1.5 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	貸 付 け の 日 か ら 9 年 以 内。 た だ し、 使 途 に 運 転 資 金 を 含 む 場 合 は、 貸 付 け の 日 か ら 7 年 以 内
団体資金	法 人 格 を 有 す る 団 体 設 備 資 金 及 び 運 転 資 金	7.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	貸 付 け の 日 か ら 9 年 以 内。 た だ し、 使 途 に 運 転 資 金 を 含 む 場 合 は、 貸 付 け の 日 か ら 7 年 以 内

資金の一般運転資金の限度額からこれらの資金の融資残高の合計額を減じた額とする。

融資資金の種類		限度額	据置期間	償還期間	
普通融資資金	設備資金	1.5 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 7 年 6 月 以 内	
	一般運転資金	1.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 5 年 以 内	
	年末運転資金	3.00 万円	貸 付 け の 日 か ら 1 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 10 月 以 内	
団体融資資金	設備資金	法人格を有する団体	5.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 6 年 6 月 以 内
		法人格を有しない団体	5.00 万円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 6 年 6 月 以 内
	運転資金	法人格を有する団体	2.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 2 年 6 月 以 内
商店街近代化融資資金	設備資金	5.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 1 年 以 内	据 置 期 間 経 過 後 9 年 以 内	
	運転資金	1.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月 以 内	据 置 期 間 経 過 後 5 年 以 内	
商店街店舗改装促進	設備資金	1.0 0.0万 円	貸 付 け の 日 か ら 6 月	据 置 期 間 経 過 後 5 年	

法人格を有しない団体	設備資金及び運転資金	500万円	貸付けの日から6月以内	貸付けの日から9年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内
商店街活性化資金	設備資金及び運転資金	6,000万円	貸付けの日から1年以内	貸付けの日から10年以内。ただし、使途に運転資金を含む場合は、貸付けの日から7年以内

2 小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金の使途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小規模企業小口資金の限度額は1,250万円（別に定める資金の融資を受けている場合は、1,250万円から当該資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、経営安定運転特例小口資金の限度額は700万円（経営安定運転特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、700万円からこれらの事業資金及び資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、災害復旧特例小口資金の限度額は300万円（災害復旧特例資金及び別に定める資金の融資を受けている場合は、300万円からこれらの事業資金

融資資金			以内	6月以内
経営活性化融資資金	1,500万円。ただし、運転資金は500万円	貸付けの日から6月以内	据置期間経過後6年6月以内	
大型店対策融資資金	600万円	貸付けの日から6月以内	据置期間経過後5年以内	
経営基盤強化融資資金	1,500万円。ただし、運転資金は500万円	貸付けの日から6月以内	据置期間経過後6年6月以内	
創業支援融資資金	1,500万円	貸付けの日から1年以内	据置期間経過後9年以内。ただし、運転資金は据置期間経過後7年以内	
転業融資資金	500万円	貸付けの日から6月以内	据置期間経過後4年6月以内	

2 特例融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、緊急運転資金の限度額は700万円（現に当該資金及び小口融資資金（特例資金の緊急運転資金に限る。）の融資を受けている場合は、700万円からこれらの資金の融資残高

及び資金の融資残高の合計額を減じた額) 以内とする。

3 経営安定運転特例資金及び災害復旧特例資金の用途、限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、経営安定運転特例資金の限度額は700万円（現に経営安定運転特例資金及び経営安定運転特例小口資金の融資を受けている場合は、700万円からこれらの事業資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とし、災害復旧特例資金の限度額は300万円（現に災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金の融資を受けている場合は、300万円からこれらの事業資金の融資残高の合計額を減じた額）以内とする。

(償還方法)

第8条 事業資金の償還方法は、一括償還（小規模企業小口資金、経営安定運転特例小口資金及び災害復旧特例小口資金に係るものに限る。）又は据置期間経過後（据置期間を置かない場合にあっては、貸付けの日以後。以下同じ。）の元金均等月賦償還とする。ただし、据置期間経過後は、いつでも繰り上げて償還することができる。

(利子補給)

第11条 略

の合計額を減じた額) 以内とし、復旧資金の限度額は300万円以内とする。

3 小口融資資金の限度額、据置期間及び償還期間は、別に定める。この場合において、小口融資資金の限度額は、1,250万円以内とする。

(償還方法)

第8条 融資資金の償還方法は、一括償還（小口融資資金 \_\_\_\_\_ に限る。）又は据置期間経過後の \_\_\_\_\_ 元金均等月賦償還とする。ただし、据置期間経過後は、いつでも繰り上げて償還することができる。

(利子補給)

第11条 略

2 前項の規定にかかわらず、区長は、小規模企業小口資金、経営基盤強化資金、創業支援資金、新事業展開資金、経営安定運転特例資金、経営安定運転特例小口資金、災害復旧特例資金及び災害復旧特例小口資金

\_\_\_\_\_に係る利子補給率を年7.0パーセント以内とすることができる。

(調査)

第12条 区長は、事業資金の円滑な運営を期するため、取扱金融機関の融資状況を調査することができる。

2 区長は、融資を受けたものが事業資金を貸付目的のために使用しているかどうかを調査することができる。

(利子補給の打切り)

第13条 区は、融資を受けたものが事業資金を貸付目的以外に使用したことが判明したときは、その全額について利子補給を打ち切ることができる。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、商店街近代化融資資金、商店街店舗改装促進融資資金、経営活性化融資資金、大型店対策融資資金、経営基盤強化融資資金、創業支援融資資金、特例融資資金及び小口融資資金（普通資金及び転業資金を除く。）

\_\_\_\_\_に係る利子補給率を年7.0パーセント以内とすることができる。

(調査)

第12条 区長は、融資資金の円滑なる運営を期するため、取扱金融機関の融資状況を調査することができる。

2 区長は、融資を受けたものが融資資金を貸付目的のために使用しているかないかを調査することができる。

(利子補給の打切り)

第13条 区は、融資を受けたものが融資資金を貸付目的以外に使用したことが判明したときは、その全額について利子補給を打ち切ることができる。